

## 第 4 部 資料

## 第5次基本構想・中期基本計画の計画期間内における財政見通し (一般財源ベース)

### 1 基本的な考え方

- 計画的な行財政運営を推進するため、今後5年間（平成26年度から30年度）の財政見通しを推計し、基本計画を策定します。
- 財政見通しは、毎年度ローリングを行う実施計画の策定に併せて見直しを行っていきます。

### 2 財政見通しの算出の前提

- 歳入・歳出とも決算統計に基づく普通会計（注）の一般財源ベースでの試算となっています。
- 推計にあたっては、平成24年度決算額及び平成25年度決算見込額を基準とし、平成26年度以降の見通しを試算しています。
- 基本的に現行制度が継続するものとして試算しています。（消費税率引き上げや社会保障制度改革など国の制度改正による本市財政への影響は、財政見通し作成時点では、不確定であるため、考慮していません。）
- 決算剰余金はないものとして試算しています。（決算に伴う繰入金及び繰越金は見込んでいません。）
- 推計値は、基本的に百万円未満を四捨五入しているため、表上の差し引き等が一致しない場合があります。

注「普通会計」とは、一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計の3つの会計を一つにまとめたものをいいます。

### 3 推計の考え方

区 分		内 容
歳 入	市税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個人住民税は、税制改正による影響等を踏まえ推計しています。</li> <li>◆法人市民税は、まちづくりの影響等を踏まえ推計しています。</li> <li>◆固定資産税、都市計画税は、地価動向、まちづくりの動向及び評価替え等を考慮し推計しています。</li> <li>◆その他の税について、市たばこ税は、売渡本数の傾向等を、軽自動車税は、登録台数の状況等を考慮し推計しています。</li> </ul>
	地方交付税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆普通交付税は、交付実績及び国の交付税特別会計の動向等を考慮し推計しています。</li> <li>◆臨時財政対策債は、平成26年度以降も制度が継続することを前提に推計しています。</li> </ul>
	地方譲与税・その他の交付金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆これまでの交付実績などを考慮し、平成25年度予算を基準に推計しています。</li> </ul>

区 分		内 容
歳 出	人件費 (職員給与、議員報酬等)	◆職員の退職、新規採用等を考慮し推計しています。
	扶助費 (生活保護費、医療、給付金等)	◆老人福祉費は、65歳以上の人口動向を、児童福祉費は、実績等を、社会福祉費及び生活保護費は国立社会保障・人口問題研究所の統計等を参考に推計しています。
	公債費 (市の借入金の返済金)	◆これまでの市債発行額及び今後の発行見込を考慮し推計しています。
	物件費及び維持補修費 (光熱水費、備品購入費、賃金、委託料、修繕費等)	◆実績額等を考慮し推計しています。
	補助費等 (各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等)	◆実績額及び一部事務組合への負担金等について設備更新等を考慮し、推計しています。
	積立金、繰出金 (他会計への支出金)	◆国民健康保険特別会計は、過去の実績等を、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、65歳以上や75歳以上の人口動向等を考慮し推計しています。

(単位：百万円)

区	分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
歳	市	14,047	14,048	13,843	14,090	14,117	13,895	
	個人住民税	6,535	6,523	6,523	6,523	6,523	6,523	
	法人市民税	540	540	540	610	610	610	
	固定資産税	5,105	5,139	4,979	5,165	5,202	5,025	
	都市計画税	969	965	936	943	949	918	
	その他の税等	898	881	865	849	833	819	
入	地方交付税 (臨時財政対策債含む)	5,062	5,090	5,099	5,042	5,014	4,985	
	地方特例交付金	90	90	90	90	90	90	
	地方譲与税	199	199	199	199	199	199	
	その他の交付金等	1,472	975	965	965	965	965	
	財政調整基金繰入金		880	915	225	224	223	
	<b>一般財源合計(A)</b> ＜対前年増減率＞ (%)		<b>21,282</b>	<b>21,111</b> △ 0.8	<b>20,611</b> △ 2.4	<b>20,609</b> 0.0	<b>20,357</b> △ 1.2	
	歳	人件費	4,642	4,698	4,610	4,462	4,275	4,244
		扶助費	2,370	2,406	2,448	2,496	2,547	2,599
		公債費	2,894	2,877	2,909	2,826	2,910	2,913
		物件費及び維持補修費	3,914	3,850	3,850	3,896	3,896	3,896
補助費等		3,407	3,382	3,392	3,365	3,367	3,372	
積立金・繰出金等		2,505	2,574	2,645	2,711	2,778	2,844	
<b>経常的経費計(B)</b> ＜対前年増減率＞ (%)		<b>19,732</b>	<b>19,787</b> 0.3	<b>19,854</b> 0.3	<b>19,756</b> △ 0.5	<b>19,773</b> 0.1	<b>19,868</b> 0.5	
<b>政策的経費一般財源総額(C)</b>			<b>1,495</b>	<b>1,257</b>	<b>855</b>	<b>836</b>	<b>489</b>	
<b>一般財源合計(B+C)</b> ＜対前年増減率＞ (%)		<b>21,282</b>	<b>21,111</b> △ 0.8	<b>20,611</b> △ 2.4	<b>20,609</b> 0.0	<b>20,357</b> △ 1.2		
基金	財政調整基金(年度末残高見込)	2,850	1,974	1,061	838	615	393	
	公共施設整備基金(//)	354	355	356	356	357	358	
	緑地保全基金(//)	536	589	641	694	747	800	
	文化振興基金(//)	66	66	66	66	66	67	

## 策定の経過

### 富士見市中期基本計画市民検討会議

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成25年 2月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・市の現状と前期基本計画概要について</li> <li>・今後の作業内容・スケジュールについて</li> <li>・市民意識調査結果について</li> </ul>
第2回	平成25年 2月 25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第1章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第3回	平成25年 3月 14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第2章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第4回	平成25年 4月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第3章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第5回	平成25年 5月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第4章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第6回	平成25年 5月 15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第5章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第7回	平成25年 5月 27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第6章の進捗状況・課題等について</li> </ul>

### 富士見市総合計画審議会

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成25年 7月 11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の第1・2章の検討</li> </ul>
第2回	平成25年 7月 18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の第3・4章の検討</li> </ul>
第3回	平成25年 7月 23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の第5・6章の検討</li> </ul>
第4回	平成25年 8月 19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の主要事業の検討</li> </ul>
第5回	平成25年 10月 31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案に対する意見募集結果について</li> </ul>
	平成25年 11月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画答申</li> </ul>

## 中期基本計画検討委員会（庁内委員会）

回数	日 程	検討・協議内容等
第 1 回	平成 25 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業内容・スケジュールについて</li> <li>・市民意識調査結果について</li> <li>・講義「自治体として今後取り組むべき課題について」首都大学東京 長野基准教授</li> <li>・前期基本計画第 1 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 2 回	平成 25 年 2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第 1 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 3 回	平成 25 年 3 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第 2 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 4 回	平成 25 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第 3・4 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 5 回	平成 25 年 4 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第 4・5 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 6 回	平成 25 年 4 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第 5・6 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 7 回	平成 25 年 5 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画第 6 章の進捗状況・課題等について</li> </ul>
第 8 回	平成 25 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の第 1・2 章の検討</li> </ul>
第 9 回	平成 25 年 7 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の第 3・4 章の検討</li> </ul>
第 10 回	平成 25 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案の第 5・6 章の検討</li> </ul>
第 11 回	平成 25 年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期基本計画策定案に対する意見募集の結果について</li> </ul>

※第 1 回～第 6 回は中期基本計画策定アドバイザー 長野 基 氏（首都大学東京 都市環境学部 准教授）参加

## 議会関係

項目	日程	検討・協議内容等
全員協議会	平成 25 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 次基本構想中期基本計画（案）について</li> </ul>

## パブリックコメント

### 実施方法

- (1) 募集期間 平成25年9月10日～平成25年10月9日
- (2) 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- (3) 計画案の閲覧及び用紙の配布場所 市役所本庁舎1回市政情報コーナー、本庁舎2階政策企画課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ
- (4) 意見提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

### 意見提出件数

第1章「未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち」	10件
第2章「健康で生きいき、相互に支えあう人のまち」	4件
第3章「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」	7件
第4章「にぎわいと活力をつくる人のまち」	19件
第5章「安全・安心、快適な地域をつくる人のまち」	11件
第6章「市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち」	13件
全般	2件
合計	66件

## タウンミーティング

日 時	会 場	参加者
平成25年 9月27日(金)	南畑公民館	15人
平成25年10月 1日(火)	水谷東公民館	30人
平成25年10月 2日(水)	鶴瀬コミュニティセンター	19人
平成25年10月 3日(木)	鶴瀬西交流センター	39人
平成25年10月 4日(金)	みずほ台コミュニティセンター	19人

## 富士見市中期基本計画市民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次基本構想に基づく中期基本計画（以下「中期基本計画」という。）の検討に当たり、広く市民の提案を求めるため、富士見市中期基本計画市民検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、中期基本計画の検討に関する提言を行うこととする。

(組織)

第3条 会議は、12人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市内で活動する団体等からの推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、中期基本計画に関する検討が終了した日をもって満了とする。

(会議)

第5条 会議に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、中期基本計画の策定の日とその効力を失う。



## 富士見市総合計画審議会条例

平成元年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 富士見市総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）を策定するため、富士見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、富士見市総合計画について市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって終了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年10月4日条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 15 日条例第 40 号）抄  
（施行期日）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 14 日条例第 38 号）  
（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（富士見市基本構想審議会条例の一部改正等に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に富士見市基本構想審議会委員、富士見市立小・中学校学区審議会委員、富士見市放置自転車等対策審議会委員、富士見市下水道事業審議会委員又は富士見市上水道事業審議会委員である者の任期は、第 1 条の規定による改正後の富士見市基本構想審議会条例の規定、第 2 条の規定による改正後の富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、第 3 条の規定による改正後の富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、第 4 条の規定による改正後の富士見市下水道事業審議会条例の規定又は第 5 条の規定による改正後の富士見市上水道事業審議会委員条例の規定にかかわらず、改正前の富士見市基本構想審議会条例の規定、富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、富士見市下水道事業審議会条例の規定又は富士見市上水道事業審議会委員条例の規定により委嘱又は任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年 6 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 富士見市総合計画審議会名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	新 井 幸 雄	富士見市町会長連合会
副会長	加 光 直 美	富士見市民生委員児童委員協議会連合会
委 員	岩 田 仁	NPO 法人ふじみの国際交流センター
委 員	加 藤 富美子	公募
委 員	川 上 伸 夫	社会福祉法人富士見市社会福祉協議会
委 員	齋 木 修	埼玉県生態系保護協会富士見支部
委 員	関 根 健 一	富士見市 PTA 連合会
委 員	田 尻 円	公募
委 員	藤 橋 淳 一	富士見市商工会
委 員	南 忍	富士見市農業青年会議所
委 員	横 山 政 幸	富士見市消防団
委 員	吉 崎 徹	NPO 法人富士見市民大学

※敬称略 50 音順

※富士見市中期基本計画市民検討会議の委員も同じメンバーです。

富 政 第 7 号  
平成25年7月11日

富士見市総合計画審議会会長 様

富士見市長 星野 信吾

富士見市第5次基本構想中期基本計画について（諮問）

このことについて、富士見市総合計画審議会条例第2条の規定により、富士見市第5次基本構想中期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

富士見市第5次基本構想中期基本計画についての調査及び審議  
(関連資料及び案文等については順次提出します)

2 答申希望時期

平成25年10月

平成25年11月7日

富士見市長 星野 信吾 様

富士見市総合計画審議会  
会 長 新井 幸雄

富士見市第5次基本構想中期基本計画について（答申）

平成25年7月11日付、富政第7号をもって貴職より諮問のありましたこのことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり決定しましたので答申します。

なお、本審議会（中期基本計画市民検討会議を含む）などによる市民の意見を踏まえ、市民参加と協働により、将来都市像である「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ～人と人の絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向け、本基本計画を推進し市民の期待に応えられるよう要望します。

## 第 13 回 富士見市民意識調査の概要



### 1 調査項目

- (1) 調査地域 富士見市全域
- (2) 調査対象 18 歳以上の無作為に抽出した市民 (3,000 人)
- (3) 調査方法 郵送発送・郵送回収
- (4) 調査期間 平成 24 年 9 月 3 日～9 月 18 日
- (5) 回収数 (率) 1,273 人 (42.4%)
- (6) 主な調査内容
  - 住みごころ
  - 定住意識
  - 市の 34 施策に対する評価 (満足度と重要度、不満な理由)
  - 市の 34 施策について今後重点的に取組んでいく施策
  - 暮らしと今後のまちづくりについて (新規の設問)
    - ・災害への備え (東日本大震災前後の変化を把握)
    - ・暮らしに関する相談・支援 (地域包括支援センター等 5 施設) の認知度調査
    - ・地域コミュニティ (近所の付き合いの程度、町会活動への参加意識)



### 2 結果概要

#### (1) 総括

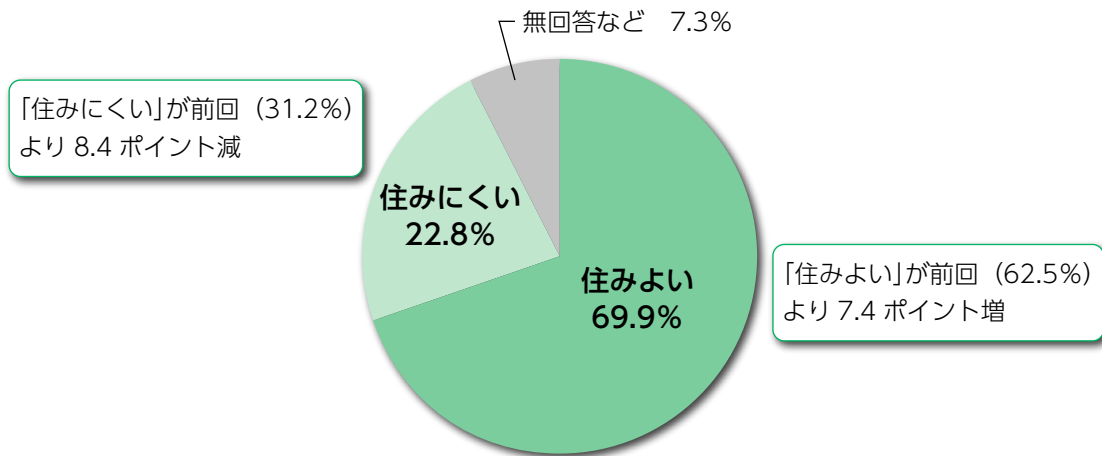
経年変化を調査している「住みごころ」では、69.9%の方が「住みよい」と回答し、「定住意識」では、75.8%の方が「住み続けたい」と回答しており、前回調査よりもポイントは上昇している。

また、市の 34 施策に対する評価では、34 施策中 29 施策で満足度が上昇しており、全体的に多くの施策で満足度が上昇している。

## (2) 各調査項目の概要

### ① 住みごころ

・69.9%が「住みよい」と回答（前回より7.4ポイント増）



- ・住みよい理由の「買い物に便利」「緑や公園が多い」「通勤・通学に便利」の3項目は、平成15年の調査から、調査年により順位の入替えはあるものの、継続して上位3項目となっている。
- ・一方で、住みにくい理由は「買い物に不便である」を挙げる人が最も多くなっている。

### 住みよい理由の経年変化

平成11年 (n=976)	平成15年 (n=1,056)	平成18年 (n=786)	平成21年 (n=861)	平成24年 (n=890)
買い物に便利 36.5	買い物に便利 34.2	買い物に便利 35.6	緑や公園が多い 29.4	買い物に便利 33.9
通勤・通学に便利 31.0	緑や公園が多い 29.8	通勤・通学に便利 28.2	通勤・通学に便利 29.3	緑や公園が多い 28.9
知人や親類がいる 25.5	通勤・通学に便利 27.2	緑や公園が多い 27.6	買い物に便利 29.3	通勤・通学に便利 28.9
緑や公園が多い 24.8	まちに愛着がある 22.3	知人や親類がいる 25.6	知人や親類がいる 25.0	まちに愛着がある 27.0
まちに愛着がある 21.0	知人や親類がいる 21.9	まちに愛着がある 24.3	まちに愛着がある 20.2	知人や親類がいる 26.3
近所づきあい 13.9	近所づきあい 12.9	近所づきあい 13.1	近所づきあい 12.0	近所づきあい 12.4
道路や下水道等 9.4	道路や下水道等 8.9	道路や下水道等 8.5	道路や下水道等 10.1	道路や下水道等 9.7
福祉が充実 4.4	教育文化等公共施設 5.2	教育文化等公共施設 4.5	教育文化等公共施設 4.4	保健・医療体制 5.5
保健・医療体制 4.1	福祉が充実 4.5	福祉が充実 3.1	福祉が充実 3.0	教育文化等公共施設 4.4
教育文化等公共施設 3.4	保健・医療体制 3.5	保健・医療体制 2.7	保健・医療体制 2.7	福祉が充実 3.5

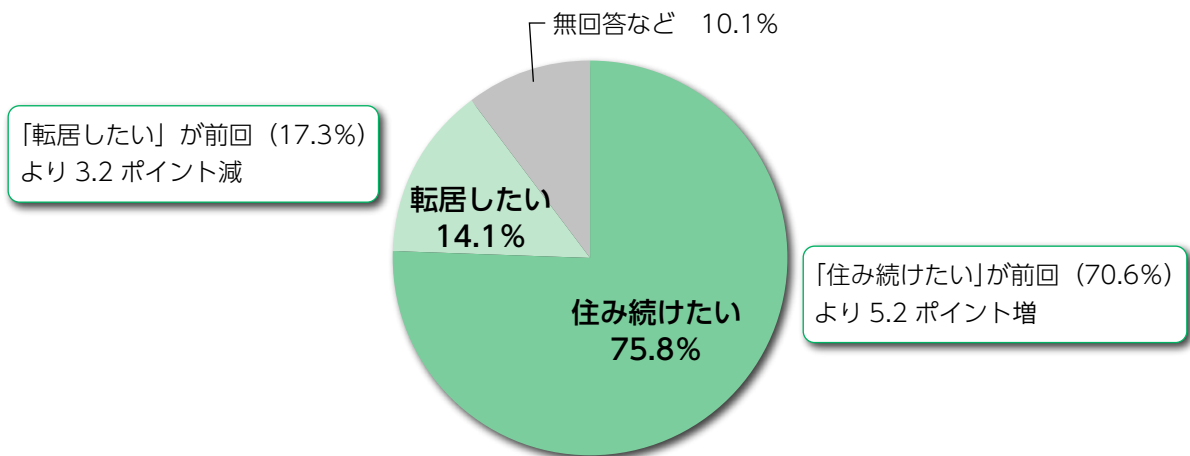
### 住みにくい理由の経年変化

平成11年 (n=591)	平成15年 (n=442)	平成18年 (n=423)	平成21年 (n=430)	平成24年 (n=290)
道路や下水道等 41.2	道路や下水道等 39.8	道路や下水道等 39.0	道路や下水道等 27.2	買い物に不便 37.9
緑や公園が少ない 25.6	緑や公園が少ない 22.4	保健・医療体制 23.9	買い物に不便 27.0	道路や下水道等 32.1
保健・医療体制 19.5	買い物に不便 19.9	緑や公園が少ない 21.3	保健・医療体制 21.6	保健・医療体制 20.0
教育文化等公共施設 17.6	保健・医療体制 19.0	買い物に不便 18.9	緑や公園が少ない 13.7	緑や公園が少ない 17.6
買い物に不便 16.3	通勤・通学に不便 14.5	福祉 13.7	福祉 13.0	愛着がない 15.5
通勤・通学に不便 15.6	教育文化等公共施設 12.7	教育文化等公共施設 13.2	愛着がない 12.6	教育文化等公共施設 15.5
愛着がない 13.4	愛着がない 11.3	愛着がない 13.0	教育文化等公共施設 11.2	通勤・通学に不便 15.5
福祉 10.8	福祉 10.2	通勤・通学に不便 12.8	通勤・通学に不便 10.2	福祉 12.1
知人や親類がいない 6.1	近所づきあいが悪い 8.1	近所づきあいが悪い 6.9	知人や親類がいない 7.4	知人や親類がいない 10.0
近所づきあいが悪い 3.4	知人や親類がいない 5.2	知人や親類がいない 6.1	近所づきあいが悪い 5.6	近所づきあいが悪い 5.5

注) 網掛けは本調査で回答が最も多い項目。

②定住意識

・75.8%が「住み続けたい」と回答（前回より5.2ポイント増）



③市の34施策に対する評価の概要

・満足度が最も高いのは「広報ふじみの発行」77.4%、不満度が最も高いのは「安全で快適な道路の整備」57.2%、重要度が最も高いのは「ごみの減量化・資源化」の89.8%、重要でないとの回答が最も多いのは「生涯学習の推進」21.9%であった。

満足 上位5施策

施策名 ( ) は前回順位	%	前回との比較
広報「ふじみ」の発行 (1)	77.4	7.6 ▲
ごみの減量化・資源化 (2)	72.4	5.4 ▲
健康づくりの推進 (6)	64.2	12.3 ▲
窓口サービスの改善 (7)	60.0	8.9 ▲
公園の整備・緑化の推進 (3)	58.8	4.7 ▲

※非常に満足・満足・やや満足を合わせた割合

不満 上位5施策

施策名 ( ) は前回順位	%	前回との比較
安全で快適な道路の整備 (1)	57.2	4.5 ▼
商業の振興 (2)	45.6	8.6 ▼
医療サービス体制の充実 (5)	42.2	3.7 ▼
放置自転車・違法駐車対策の推進 (4)	41.8	6.1 ▼
地域防災力の向上 (6)	41.6	2.7 ▼

※非常に不満・不満・やや不満を合わせた割合

重要 上位5施策

施策名 ( ) は前回順位	%	前回との比較
ごみの減量化・資源化 (1)	89.8	1.8 ▼
介護保険事業の推進 (2)	88.2	1.9 ▼
健康づくりの推進 (4)	87.7	1.8 ▼
公園の整備・緑化の推進 (14)	87.5	3.6 ▲
誰もが住みやすいまちづくり(バリアフリー) (5)	87.3	1.9 ▼

※非常に重要・重要・少し重要を合わせた割合

重要でない 上位5施策

施策名 ( ) は前回順位	%	前回との比較
生涯学習の推進 (2)	21.9	0.6 ▼
男女共同参画の社会づくり (1)	21.3	1.9 ▼
市民文化の創造 (3)	20.0	0.6 ▼
多様な学習活動・交流の推進 (5)	18.6	0.1 ▼
生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 (6)	17.1	0.2 ▲

※全く重要でない・重要でない・あまり重要でないを合わせた割合

【満足度と重要度の相対的な評価】(上位の各施策)

		満足度	
		高い	低い
重要度	高	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化・資源化</li> <li>健康づくりの推進</li> <li>広報「ふじみ」の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な道路の整備</li> <li>医療サービス体制の充実</li> <li>地域防災力の向上</li> </ul>
	低	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館サービスの充実</li> <li>生涯学習の推進</li> <li>市民文化の創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の社会づくり</li> <li>商業の振興</li> <li>生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> </ul>

## 主な施策の前回比較一覧

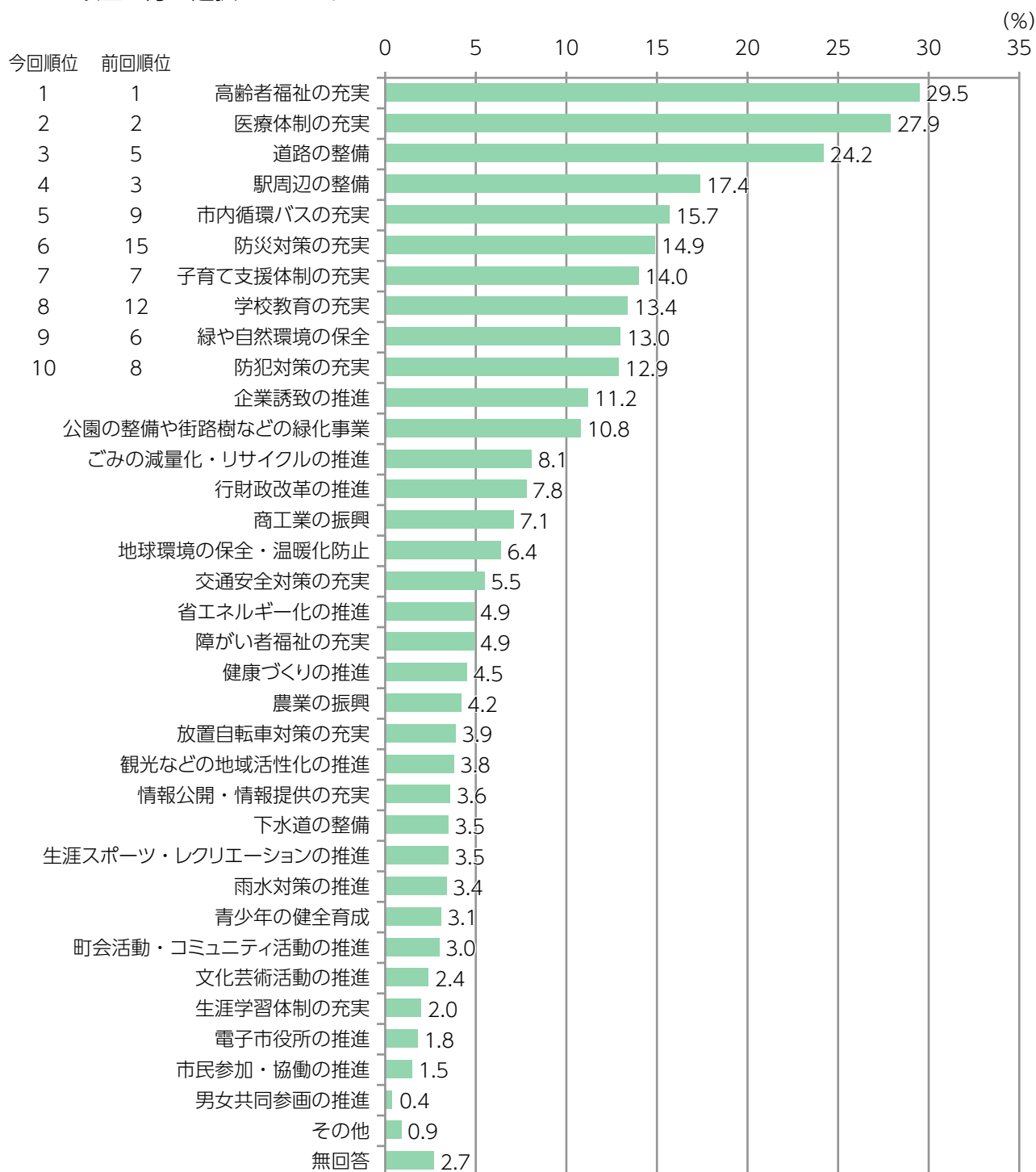
施策名	満足度			不満足度			重要度		
	今回順位	今回%	前回比較	今回順位	今回%	前回比較	今回順位	今回%	前回比較
1 公園の整備・緑化の推進	5	58.8	4.7	10	29.0	▲ 3.6	4	87.5	3.6
2 ごみの減量化・資源化	2	72.4	5.4	19	20.8	▲ 5.6	1	89.8	▲ 1.8
3 地球温暖化対策	20	32.3	1.9	6	38.5	▲ 3.5	18	80.9	▲ 2.8
4 安全で快適な道路の整備	12	38.6	6.3	1	57.2	▲ 4.5	11	83.5	1.7
5 放置自転車・違法駐車対策の推進	10	46.5	5.3	4	41.8	▲ 6.1	13	83.0	▲ 2.3
6 地域防災力の向上	17	34.8	3.1	5	41.6	▲ 2.7	7	86.4	▲ 0.6
7 医療サービス体制の充実	15	36.7	3.1	3	42.2	▲ 3.7	6	86.6	▲ 3.0
8 福祉のまちづくり	11	42.2	5.1	8	30.0	▲ 5.1	9	85.7	▲ 1.7
9 保育サービスなどの充実	24	29.9	2.9	25	17.8	▲ 5.1	15	81.7	▲ 2.6
10 子育て支援環境の充実	19	33.6	2.1	34	13.3	▲ 3.0	19	80.8	▲ 0.5
11 健康づくりの推進	3	64.2	12.3	23	19.6	▲ 9.0	3	87.7	▲ 1.8
12 高齢者相談体制の充実	27	26.8	2.7	9	29.2	▲ 4.6	10	84.9	▲ 2.5
13 介護保険事業の推進	27	26.8	2.2	17	22.0	▲ 2.5	2	88.2	▲ 1.9
14 誰もが住みやすいまちづくり	7	52.6	▲ 0.6	11	28.3	3.0	5	87.3	▲ 1.9
15 障がい福祉サービスの充実	30	25.7	▲ 3.2	33	14.4	▲ 0.6	12	83.3	▲ 3.1
16 学校施設の整備	26	26.9	▲ 7.8	24	18.1	0.3	15	81.7	▲ 4.9
17 学力の向上	33	22.9	▲ 0.1	21	20.2	1.2	19	80.8	▲ 1.6
18 市民文化の創造	9	48.0	2.9	18	21.9	▲ 3.7	30	69.4	0.3
19 多様な学習活動・交流の推進	13	38.0	▲ 0.3	20	20.4	▲ 0.9	31	68.9	▲ 1.9
20 図書館サービスの充実	6	54.0	1.9	27	16.9	▲ 2.9	26	74.6	0.5
21 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	22	30.7	3.8	13	24.9	▲ 2.6	32	68.5	▲ 2.0
22 農業の振興	18	33.7	6.2	14	23.5	▲ 3.7	27	73.7	1.4
23 商業の振興	34	21.5	4.5	2	45.6	▲ 8.6	29	72.6	▲ 0.4
24 広聴活動	29	26.7	1.3	12	27.9	▲ 1.5	23	78.5	▲ 1.4
25 広報「ふじみ」の発行	1	77.4	7.6	31	15.3	▲ 4.7	8	86.2	1.9
26 市ホームページの運営	14	36.9	9.2	26	17.4	0.8	28	73.4	7.6
27 情報公開	16	36.0	4.6	28	16.8	▲ 1.4	24	77.1	▲ 0.1
28 市民参加・協働の推進	25	29.3	2.2	21	20.2	0.4	25	76.0	▲ 1.3
29 コミュニティ活動の推進	8	49.4	2.8	15	22.6	▲ 2.1	21	79.1	▲ 0.2
30 生涯学習の推進	31	25.6	0.7	32	14.7	▲ 1.1	33	63.8	▲ 0.9
31 男女共同参画の社会づくり	32	23.6	1.8	29	15.9	▲ 3.1	34	63.6	0.0
32 行財政改革	22	30.7	9.3	7	36.6	▲13.8	15	81.7	▲ 1.4
33 市民相談の充実	21	31.2	2.4	30	15.7	▲ 5.5	22	79.0	▲ 2.6
34 窓口サービスの改善	4	60.0	8.9	16	22.1	▲ 9.0	14	82.7	3.3

■ は5ポイント以上増減があったもの



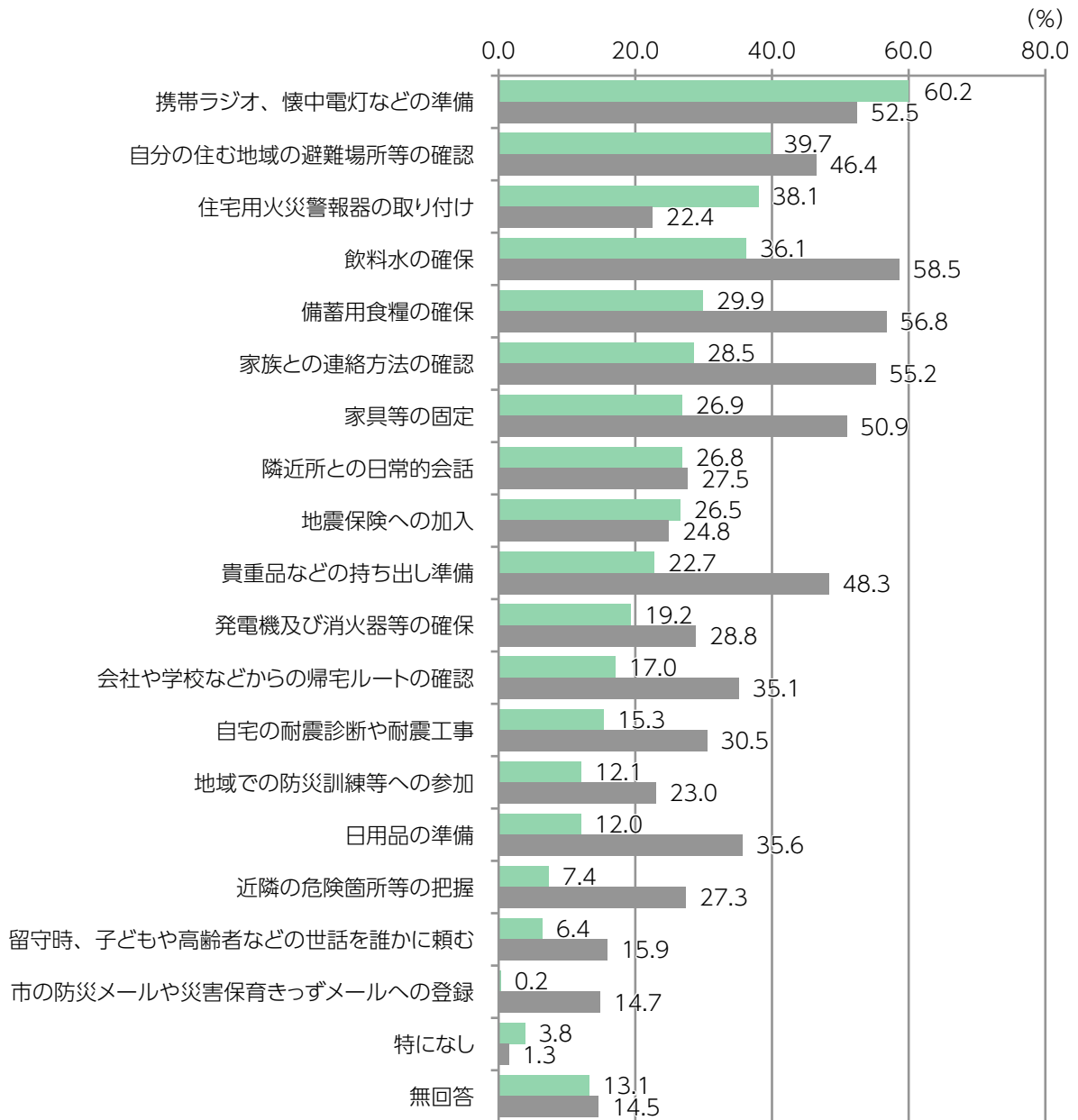
④今後のまちづくりで要望の高い施策

・特に力を入れるべき施策として、「高齢者福祉の充実」「医療体制の充実」「道路の整備」を2割以上の方が選択している。



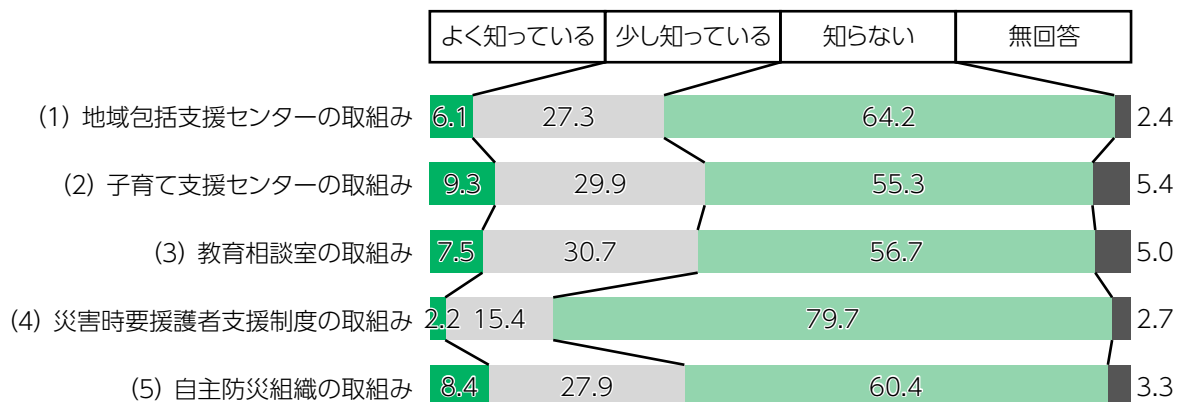


⑤災害への備え（東日本大震災前後の変化を把握）



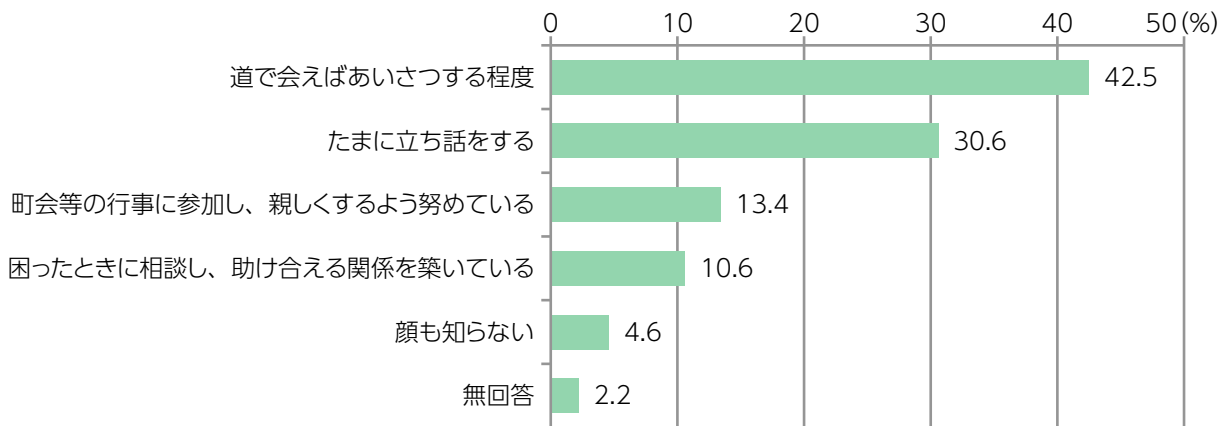
上段…東日本大震災前から行っていた対策 下段…震災を経験して必要性を感じた対策

⑥暮らしに関する相談施設や支援制度の認知度調査



⑦地域での付き合いについて

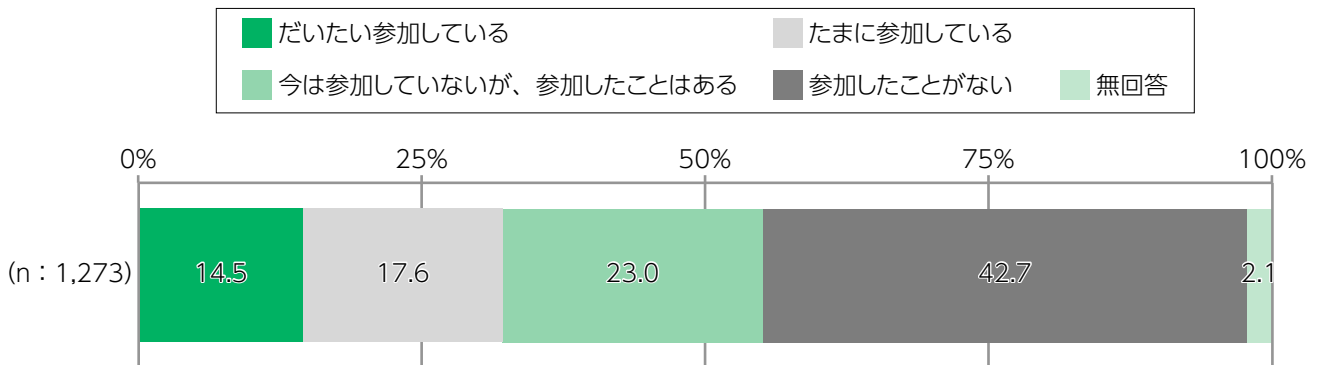
1) 近所の方との付き合い



2) 町会や地域の活動について

地域活動（防災訓練や清掃など）への参加状況

・参加している割合は 32.1%、「参加したことがない」は 42.7%



	調査数	内訳 (%)					
		だいたい参加している	たまに参加している	今は参加していないが、参加したことはある	参加したことがない	無回答	
全体	1,273	14.5	17.6	23.0	42.7	2.1	
住居地域	勝瀬・ふじみ野東・ふじみ野西	130	8.5	24.6	16.9	48.5	1.5
	南畑	55	34.5	25.5	14.5	21.8	3.6
	渡戸・羽沢・山室・諏訪・上沢	278	11.5	17.6	30.2	39.6	1.1
	鶴瀬東	112	14.3	15.2	21.4	48.2	0.9
	鶴瀬西	232	12.1	15.5	20.7	50.4	1.3
	水谷・東みずほ台	179	16.8	12.8	15.6	54.2	0.6
	針ヶ谷・西みずほ台	115	12.2	12.2	32.2	42.6	0.9
	水谷東・榎町	78	29.5	23.1	23.1	23.1	1.3
	無回答	94	12.8	22.3	25.5	25.5	13.8

■ は地域の中で最も高い割合

## 第5次基本構想 前期基本計画 評価一覧

評価 の 状況	A	目標達成に向けて、順調に進捗しているもの。
	B	目標達成に向けて、一部に課題等はあるが概ね順調に進捗しているもの。
	C	目標達成に向けて、一部に課題等があり、進捗に多少の遅れが見られるもの。
	D	目標達成に向けて、多くの課題等があり、進捗に遅れが見られるもの。

章	大柱	施策	進捗状況	主要事業	進捗状況
<b>第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち</b>					
<b>第1節 子育て支援の充実</b>					
		1 子育て家庭への経済的支援	A	こども医療費支給事業	A
		2 ひとり親家庭などの自立支援	A	ひとり親家庭への支援	A
		3 地域との連携による子育て支援の充実	A	ファミリーサポートセンター事業 子育て支援センター運営事業	A A
		4 保育環境の充実	A	保育所設備事業 家庭保育室助成事業	A A
		5 放課後児童の健全育成	A	放課後児童健全育成事業	A
		6 子育て親子の健康支援	A	母子保健事業	A
		7 児童相談の充実	B	児童虐待の予防と対策	B
<b>第2節 子どもの教育の充実</b>					
		1 教育内容の充実	B	情報教育推進事業 小学校の英語活動の充実	B B
		2 学力の向上	B	基礎学力の向上	B
		3 心の教育の充実	B	体験活動の充実	B
		4 特別支援教育の推進	B	すこやか支援員配置事業	A
		5 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	B	学校応援団の充実	B
		6 安全・安心な教育環境の整備	B	子どもの見守り活動の充実	B
		7 教職員の資質向上	B	教職員の教育研究活動の促進	B
		8 大学との教育連携	B		
		9 教育相談体制の充実	B	教育相談事業	B
		10 不登校児童生徒の支援	B	適応指導教室通室生への支援事業	B
		11 学校給食の充実	B	学校給食センター運営事業	B
		12 学校施設・備品の充実	A	学校施設整備事業	A
		13 幼児教育・高校入学などの支援	A		
<b>第3節 青少年の健全育成支援</b>					
		1 青少年関係団体の育成支援	A		
		2 青少年の自主的な活動に対する支援	B	児童館運営事業 青少年健全育成推進事業	A B
<b>第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち</b>					
<b>第1節 健康づくりの推進</b>					
		1 健康づくりの推進	B	食育推進事業 市民健康づくり事業	B B
		2 がん検診の推進	B	健康診査事業	B
		3 感染症などの予防の充実	B	感染症等予防対策事業(高齢者肺炎球菌ワクチン接種) 感染症等予防対策事業(子宮頸がんワクチン接種)	B B
		4 子育て親子の健康支援 (再掲)	A	母子保健事業 (再掲)	A
		5 介護予防対策の推進	C	介護予防事業	B

章	大柱	施策	進捗状況	主要事業	進捗状況
<b>第2節 地域医療体制の充実</b>					
		1 医療機関との連携	A		
		2 救急医療体制の充実	A		
<b>第3節 地域福祉の充実</b>					
		1 地域福祉活動の推進と意識啓発	A	地域福祉計画推進事業	A
		2 災害時における要援護者の支援	A	災害時要援護者支援事業	A
		3 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援	A		
<b>第4節 高齢者福祉の充実</b>					
		1 生きがいづくりの支援	A	高齢者の生きがいづくり支援	A
		2 社会参加・就労の支援	A	富士見市シルバー人材センター運営補助事業	A
		3 生活支援の充実	A	在宅高齢者の支援事業	A
		4 地域ケア体制の充実	A	地域包括支援センター整備事業	A
		5 介護支援施設の整備	A	地域密着型施設の整備	A
		6 介護予防対策の推進（再掲）	C	介護予防事業（再掲）	B
		7 介護保険制度の円滑な運用	A	介護保険制度の運用	A
<b>第5節 障がい者福祉の充実</b>					
		1 自立支援の推進	A	地域生活支援事業	A
		2 経済的支援の充実	A		
		3 就労支援の充実	A	就労支援の充実	A
		4 社会参加の促進	A		
		5 施設の整備・運営の支援	A	就労訓練事業所の整備	A
		6 意識啓発の推進	B	障がい者への理解と交流の推進	B
		7 療育体制の充実	A	みずほ学園運営事業	A
		8 児童相談の充実（再掲）	B		
<b>第6節 社会保障の充実</b>					
		1 社会的自立の支援	B	就労支援事業	B
		2 国民年金制度の周知の充実	B		
		3 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応	B		
<b>第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち</b>					
<b>第1節 人権の尊重</b>					
		1 人権教育・啓発の推進	B		
		2 男女共同参画社会を進める意識づくり	B	男女共同参画推進事業	B
		3 男女共同参画社会を進める環境づくり	B		
		4 政策決定過程における男女共同参画の推進	B		
		5 多文化共生の地域づくり	A		
<b>第2節 生涯にわたる学習、教育環境の充実</b>					
		1 推進体制の充実	A		
		2 多様な学習・教育機会の充実	A	市民の多様な学習への支援	A
		3 情報収集・提供、相談機能の充実	A		
		4 生涯学習関連施設の整備・連携	A	公民館施設維持管理事業	A
		5 図書館サービスの充実	A	市民ニーズにあった図書館サービス	A
<b>第3節 市民文化の創造</b>					
		1 文化創造事業の推進	A	文化創造事業	A
		2 支援体制の充実	A		
<b>第4節 スポーツ・レクリエーションの推進</b>					
		1 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実	A	生涯スポーツ推進事業	A
		2 スポーツを楽しめる場の充実	A	社会体育施設維持管理事業	A
<b>第5節 文化財の保存と活用</b>					
		1 文化財の調査・収集・保存の充実	A		
		2 歴史公園・資料館施設の活用	A	水子貝塚公園・難波田城公園運営事業	A
		3 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援	A		
		4 地域活性化資源としての活用	A		

章	大柱	施策	進捗状況	主要事業	進捗状況
<b>第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち</b>					
<b>第1節 農業の振興</b>					
		1 農業基盤・農業環境の整備	B	農地の利用集積の推進	B
		2 農業の担い手育成支援	B	新しい農業の担い手のコーディネート	B
		3 地産地消の推進	A	地産地消推進事業	A
		4 農業交流の推進	A	農業とふれあう機会の拡充	A
<b>第2節 商工業の振興</b>					
		1 商工業の活性化	A	商工業推進事業 住み続け宅なる改修費補助事業	A A
		2 商工業の担い手育成支援	B		
		3 産業誘致の推進	A	産業誘致推進事業	A
<b>第3節 勤労者福祉の充実</b>					
		1 就労機会の拡充	A	就労支援事業	A
		2 福利厚生の実施	A		
<b>第4節 地域活性化の推進</b>					
		1 富士見ブランドの推進	B	富士見ブランド育成事業	B
		2 地域資源の創出・活用	A	時を伝えるネットワーク事業 サイクルネットワークの活用	B A
		3 情報発信の充実	B	富士見のいいところ広め隊	B
		4 産業誘致の推進（再掲）	A	産業誘致推進事業（再掲）	A
<b>第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち</b>					
<b>第1節 計画的な土地利用の推進</b>					
		1 総合的な土地利用の推進	A	秩序ある土地利用推進事業	A
		2 都市的土地利用の推進	A		
		3 農業的土地利用の推進	A		
<b>第2節 水と緑の保全と活用</b>					
		1 自然環境の保全	A	緑地保全の推進	A
		2 公園・広場の整備	A	公園整備事業	A
		3 緑化の推進	A	いつでも花いっぱい緑いっぱい事業	A
<b>第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全</b>					
		1 生活環境の保全	A	環境基本計画策定事業 美化推進事業	A A
		2 ごみの減量と資源リサイクルの推進	A	一般廃棄物会計基準の導入	A
		3 温室効果ガス削減対策の推進	A	「減らせ！CO <sub>2</sub> 」推進事業	A
		4 公害監視体制の充実	A	大気・土壌・河川などの環境調査	A
		5 し尿の適正な処理	A		
<b>第4節 市街地の整備</b>					
		1 既成市街地の整備	A	鶴瀬駅西口土地区画整理事業 鶴瀬駅東口整備事業 旧上沢小学校跡地活用事業 住宅市街地総合整備事業（まちづくり用地） 身近な生活環境施設の整備促進	A A A A A
		2 新市街地の整備	A	水子・諏訪地区整備事業 シティゾーン整備推進事業 リブレーヌ都市整備事業	A A C
<b>第5節 道路・交通環境の整備</b>					
		1 道路・交通体系の確立	B	交通環境改善計画の策定	B
		2 幹線道路の整備	A	幹線道路整備事業 住宅市街地総合整備事業（道路整備） 火葬場関連道路整備事業 道路橋長寿命化修繕計画策定事業	A A B A

章	大柱	施策	進捗状況	主要事業	進捗状況		
		3 安全で快適な道路空間の整備	A	生活道路整備事業 歩道整備事業	A A		
		4 市内循環バスの充実	B				
		5 放置自転車対策の推進	B	駅前自転車対策事業	B		
		6 違法駐車対策の推進	A				
		7 交通安全施設整備の推進	A				
		8 交通安全教育・指導の推進	A				
		<b>第6節 上下水道の整備</b>					
				1 水道水の安定供給	A		
2 水道施設などの災害対策の充実	B			給配水施設整備事業	B		
3 健全な水道事業の経営	A						
4 公共下水道（汚水）の整備	A			公共下水道（汚水）の整備	A		
5 特定環境保全公共下水道などの整備	A			特定環境保全公共下水道などの整備	A		
6 公共下水道（雨水）の整備	A			公共下水道（雨水）整備事業	A		
<b>第7節 防災・防犯対策の充実</b>							
		1 地域防災体制の整備	A	防災対策事業 災害時要援護者支援事業（再掲）	B A		
		2 都市の防災機能の向上	B	耐震改修促進事業	B		
		3 消防・救急・救助体制の充実	A	富士見市消防団活性化事業	A		
		4 水害対策の推進	B				
		5 防犯体制の整備	A	防犯対事業	A		
		6 防犯情報の提供	A				
<b>第8節 消費生活・市民相談の充実</b>							
		1 消費生活・市民相談の充実	A				
		2 消費者への意識啓発	A				
<b>第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち</b>							
<b>第1節 市民自治の推進</b>							
		1 市民参加・協働の推進	B	地域まちづくり推進事業 まちづくり事業提案制度	B B		
		2 市民活動の促進と連携	B	まちづくり団体支援事業	B		
		3 町会活動の支援	B	町会活動支援事業	B		
		4 情報提供の充実	A	情報共有化の推進 議会映像インターネット配信システム事業	A A		
		5 広聴活動の充実	A	タウンミーティング開催事業	A		
<b>第2節 計画的な総合行政の推進</b>							
		1 計画行政の推進	A	計画行政推進事業 行財政改革推進事業	A A		
		2 民間活力の活用	A	民間活力の導入の推進	A		
		3 電子市役所の推進	B	ICT 推進事業	B		
		4 市民に信頼される人材の育成	B	人事管理研修事業	B		
		5 公共施設の改修と有効活用	B				
		6 窓口サービスの改善	A	窓口サービス改善事業	A		
<b>第3節 健全な財政運営</b>							
		1 財政運営の健全化	A	財政健全化の推進	A		
		2 自主財源の確保	B	市税等収納推進事業（コンビニ納付など）	A		
<b>第4節 広域行政の推進</b>							
		1 広域行政の推進	A				

## 用語解説

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

#### 胃がんリスク検診

血液検査によってピロリ菌とペプシノゲン値（萎縮性胃炎の診断）の2種類をチェックし、将来の胃がん発症リスクを調べる検診。

#### 一部事務組合・広域連合

複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。

#### 一般廃棄物会計基準

家庭や事業所から出るごみ（一般廃棄物）の処理コストを分析するための、環境省が示した標準的手法。

#### Web レファレンス

図書館のホームページから調べごとを申し込み、メールで回答を受けられるサービス。

#### NPO

Non Profit Organization（非営利組織）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

#### LED（化）

交換費用や電気料金を削減するため、LED（発光ダイオード）照明等に切り替えること。

#### オープンスペース

都市の中の公園、広場などの開放された空間。

#### 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

### か行

#### ガスバルク（タンク）

液化ガスの供給について、ボンベ運搬方式ではなく常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できるため、災害への備えにもなるエネルギー供給法とされている。

#### 学校運営支援者協議会

学校・家庭・地域が一体となって「特色ある学校づくり」「開かれた学校づくり」を進めるために、市内全校に設置されている保護者、地域住民、学識経験者等で構成した組織。

#### 学校応援団

学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。



## 合併浄化槽

公共下水道の処理区域外において、し尿と生活雑排水を微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設。

## がん対策推進基本計画

がん対策基本法に基づき、平成 19 年に厚生労働省が作成した計画で新たに平成 24 年度に見直しが行われた。5 年以内の目標として、がん検診の受診率 50%以上を掲げている。

## 基礎学力定着支援員

基礎学力の定着や個々人に応じたきめ細かな学習指導の充実を目指し、教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として本市では全小学校に配置。

## 旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。土地区画整理事業など計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成 15 年に廃止された。

## 教育活動サポーター（地域子ども教室）

活動プログラムの実施をサポートしたり、子どもたちの安全を管理したりする方。

## 教育活動推進員（地域子ども教室）

活動プログラムを中心になって実施する方。

## 行政評価（制度）

市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。

## 協働によるまちづくり講座

市民の希望に応じて市職員が地域に出向き、市政に関する情報や学習機会を提供する取組みのこと。平成 25 年度は 80 種の講座がある。

## クラウド（コンピューティング）

コンピュータネットワークを通じてデータやシステムのサービスを提供・利用する形態。

## グループホーム

認知症高齢者などが少人数（概ね 4～9 人）で、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら共同生活する場のこと。

## 芸術監督制

劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。

## 経常収支比率

市税や普通地方交付税などの収入が、人件費や施設の管理費、福祉・医療の給付金、公債費（借金の返済）などの継続して支出される経費にどれくらい当てられているかを示す数値。

## 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成 12 年に WHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65 歳に達した県民が介護保険制度の要介護 2 以上になるまでの期間を健康寿命としている。

## 健全な財政運営に関する条例

社会経済情勢が大きく変化していく中で地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指し、平成 24 年 4 月 1 日に施行した条例。



## 洪水ハザードマップ

大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲などを予想した地図。

## 高齢者保健福祉計画

介護保険事業を円滑に実施するため、向こう 3 年間の介護保険収入と支出の見込み量などを盛り込んだ計画。

## コーディネーター（地域子ども教室）

保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた活動プログラムの企画等を行う方で、各教室に配置する。

## 子育て支援センター

鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所（園）における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行う場。

## 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための新たな制度。平成 27 年度の開始を予定しており、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供のほか、地域の子育て支援事業の充実を図るもの。

## 子ども大学ふじみ

子どもの学ぶ力や生きる力を育み、大学や NPO などとの連携で、地域の教育力を向上することを目的として平成 24 年度開校。実行委員会を組織し、企業などの協力も得ながら開催している。

## 子どもを守る地域協議会

虐待を受けている児童、指導・支援・保護を必要とする児童と保護者、および指導を要する妊婦の早期発見と対応を協議する会議。

# さ行

## 災害時要援護者

高齢者や障がい者など、災害発生時に情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる人のこと。

## 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の自然の力で作るエネルギーのこと。

## 財政健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの財政指標のこと。このうち 1 つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く 3 指標のうち、1 つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。

## 財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強さを示す指数で、この指数が高いほど、財政的に豊かということになる。指数が 1 未満の場合、普通交付税が交付される。

## 財務諸表

単式簿記を基本とする公会計では把握しにくい、資産や負債、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするため作成する、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。

## ジェネリック医薬品

医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社が同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い。

## 市街化区域

すでに市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。

## 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

## 自主財源

市の収入のうち、市税、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、国や県に依存しないで独自に調達できる財源。

## 自主防災組織

災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。

## 自治基本条例

市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。平成 16 年 4 月に施行。

## 指定管理者制度

市が設置した市民文化会館や体育館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO 法人などに包括的に行わせることができる制度。

## 市民学芸員

水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に対する展示資料の解説や主催事業の協力などを行う市民ボランティア。「市民学芸員養成講座」の修了者による登録制度をとる。

## 市民人材バンク

市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。

## 市民緑地

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20 年以上の長期契約をすることが多い。

## 社会保障・税番号制度

複数の公的機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認するため、共通の番号を付番する制度。平成 27 年度中に導入予定。

## 小1 プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。

## 生涯学習推進基本計画

市民が自発的・主体的に学習・活動でき、「市民参画」の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、情報・学習機会・施設・人材の面から市民の学習活動を支援する計画。

## 障害者支援計画

平成 20 年度において、障害者基本法に基づく富士見市障害者計画と、障害者自立支援法に基づく富士見市障害福祉計画を統合した計画。

### 小規模多機能型居宅介護

可能な限り、在宅での生活を目指し、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」の介護サービスを提供すること。

### 商業活性化ビジョン

富士見市のあるべき商業の姿、活力ある商店・商店街の形成を目指して作成した計画。平成 16 年 3 月策定。

### 少人数指導加配教員

個々人に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員のこと。

### 昭和 56 年以前の建築物の耐震性

建築基準法の耐震規定が強化された昭和 56 年以前の建物は、旧基準で建築されているため耐震性が劣ると言われ、阪神淡路大震災でもそれらの建物が多くの被害を受けている。

### 食生活改善推進員

地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア。「ヘルスマイト」ともいう。

### 推奨農産物

農産物の育成段階で農薬や化学肥料の使用量を抑えるなど、ある一定の基準を満たした農産物を市が推奨する制度。

### スクールガード

登下校時に児童生徒の安全を確保するため地域と連携・協力した学校安全のボランティア。

### スクールボランティア

教員を目指す大学生などによる、授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行うボランティア。

### すこやか支援員

小・中・特別支援学校で、教育上特別な支援の必要な児童生徒に、着替えや教室移動など日常生活動作の介助、励ましの声かけや付き添いなど学習活動上の困難に対する支援を行う人。

### スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、各市町村の教育委員会が委嘱し、非常勤職員として当該市町村のスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションに関する指導や助言を行う（旧体育指導員）。

### 生活習慣病

食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧など。

### 生産緑地地区

市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。

### 青少年育成市民会議

青少年の健全育成を目的とした、青少年育成関係団体と個人からなる組織。

### 青少年相談員

埼玉県知事から委嘱を受け、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね 20 歳～ 30 歳のボランティア。

## 成年後見制度

認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考慮して財産管理を法的に保護・支援する制度。

## 成年後見センター

認知症などにより判断能力が不十分になり、本人自身での契約や財産管理などが困難になった方の権利を守るため、成年後見制度の利用支援、後見業務、市民後見人の育成などを行う。

# た行

## 体験農園

農家が自らの農業経営の一環として開設する農園。農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わずに農業体験が可能。

## 地域子ども教室

学校などを活用して、安全、安心な子どもたちの居場所を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施。

## 地域包括支援センター

主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師が配置され、介護・健康・福祉などの相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援、介護予防のプラン作成、ケアマネージャーへの支援や関係機関とのネットワーク作りを担う機関。

## 地域密着型施設

高齢者が要介護や要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスのひとつ。市区町村が指定し、原則として事業所が所在する市区町村の居住者が利用できる。

## 地区計画

道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、開発行為や建築行為を規制誘導し、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全。

## 地産地消

地域で生産された農産物について、直売所での販売や、学校給食への供給などにより、その地域で消費すること。

## 中1ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。

## 中学校学習支援員

生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、中学校において教科指導の補助、及び個別の学習の指導・支援を行う職員。

## 中期財政計画

「健全な財政運営に関する条例」に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。

### 通級指導教室

発達障がい・言語障がい等、特別な教育的ニーズに応じて、個別指導を中心としたきめ細かな指導を行う教室。

### 通室生指導員

教育相談室内にある適応指導教室において、通室する不登校児童生徒に対し、心身の安定を図りながら、集団生活への適応力を高める活動や学習指導等を通して、学校復帰を支援・援助する指導員。

### 適応指導教室

学校へ行きたいけれど行けない子どもたちに、教育を中心に、自立への支援・援助を行い、学校へ復帰できるようにする教室。

### 電子書籍

電子機器のディスプレイで読むことができる出版物のこと。

### 電子申請

申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。

### 読書推進支援員

図書の整理や貸出しのほか、読み聞かせや図書館のレイアウト等を行い、図書館活動のコーディネーターとして読書活動を推進する職員。

### 特定環境保全公共下水道

市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。

### 特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが平成 20 年度から義務付け。

### 特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。

### ドメスティックバイオレンス (DV)

夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。

## な行

### ニュースポーツ

古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを改良した、子どもから高齢者まで誰もが手軽に楽しめる軽スポーツの総称。富士見市発祥のバトテニス、インディアカ、バウンドテニスなど。

### 認定農業者

農業経営規模の拡大、経営の合理化などの経営改善計画を作成し、市町村が認定した農業経営者などのこと。

### 農業振興地域整備計画

今後も耕作を行っていくべき農地や農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するために作成する計画。

## ノーマライゼーション

障がいを持つ人もそうでない人も、区別されことなく生活を送り、活動することが本来の社会のあるべき姿であるという考え方。

## 内方線付き点状ブロック

視覚障がい者が駅ホームからの転落や列車との接触事故等を防止するため、ホームの内側を知らせる線状の突起をつけたブロックのこと。

# は行

## 発達障がい

発達障害者支援法の規定では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」。早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げるとされている。

## パブリックコメント

市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に活かしていく仕組み。

## バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除しようという考え方。

## 人・農地プラン

集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心となる経営体への農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた今後の地域農業のあり方などを決め、集落・地域の活性化に取り組むもの。

## PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

## 美化推進計画

「富士見市をきれいにする条例」の理念を実現するため作成した計画。

## 美化推進重点区域

環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。

## 非構造部材

建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器等。

## ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。

## 富士見市をきれいにする条例

きれいで安全なまちづくりを進めることを目的として、歩行喫煙、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置などについて基本的なルールを定めた条例。平成 19 年 10 月施行。

## 不登校児童生徒対応推進委員会

一人ひとりの不登校児童生徒に適した有効な支援方法を明らかにし、不登校の予防と早期対応、解消することを目的とする、校長、教頭、教員による委員会。



## ふるさとハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介などを行う機関。サンライトホールに平成 25 年 1 月より設置。

## 文化芸術振興条例

文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりや、次代を担う子どもたちの感性を育むため、文化芸術にかかわる基本理念および施策の基本となる事項を定めた条例。

## 壁面緑化

建築物の外壁をゴーヤやヘチマなどのツタ植物で覆うことで、建築物内の温度上昇を抑制すること。

## ほ場整備

生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。

## 防災リーダー

自主防災会活動を担う、市の防災制度と防災活動に精通した実践的な人材。

## 母子保健推進員

母子の健やかな成長を地域で見守るとともに、乳児家庭の訪問などにより、子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐパイプ役。町会長の推薦により市長が委嘱している。

# ま行

## 緑の散歩道

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。主に 10 年以下の短期契約が多い。

## みずほ学園

就学前の児童を対象に、心身の発達に遅れがある、またはあると思われる児童の発達段階に応じた療育・機能訓練などを行う通園施設。また、地域療育では児童の心と身体の発達に関する相談や療育支援を行っている。

# や行

## ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。

# ら行

## ロケーションサービス

市内での映画やテレビドラマの撮影にあたり、情報提供や公共施設の使用などを支援するサービス及びその窓口のこと。

## 路上喫煙禁止区域

美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。